報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年６月 19 日

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案に係る意見募集の結果

総務省は、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案について、意見募集を令和８年４月 21 日（火）から同年５月 25 日（月）までの間において実施しました。

その結果、５件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

１　経緯

総務省では、最近における経済情勢の変動に鑑み、電波監理審議会（会長：笹瀬　巌　慶應義塾大学名誉教授）の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を引き上げる必要があるため、電波法による旅費等の額を定める政令（昭和 25 年政令第 173 号）の一部を改正するものです。

２　意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、【別紙】のとおりです。

３　今後の予定

上記の政令案に基づき、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令が本日公布されたところであり、令和８年７月１日から施行されます。

【関係報道資料】

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案に係る意見募集（令和８年４月 20 日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban01_02000100.html

連絡先：総合通信基盤局総務課
担　当：松下課長補佐、後藤官
電　話：03-5253-5829
e-mail: denkansin_atmark_soumu.go.jp
※　スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。
送信の際は「@」に変更してください。